

平成30年度

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

# 事業計画書

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

# 2018年（平成30年）度事業計画

## 1 はじめに 2018年（平成30年）度事業計画作成にあたって

日本は、2014年に国連障害者権利条約を批准し、第1条目的において「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」とされ、批准のために2011年に改正された、障害者基本法第1条において「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する（後略）」とし、障害者の基本的人権、尊厳の尊重、共生社会の実現を宣言しました。

一方、福祉行政は2016年（平成28年）4月に社会福祉法の一部改正を行い、社会福祉法人に対して、以下の見直しが行われました。

- ① 組織経営のガバナンス（管理、意思決定、合意形成）の強化では、理事会に対するけん制機能強化を図る議決機関としての評議員会を必置とされた。
- ② 事業運営の透明性の向上では、閲覧対象書類の拡大と財務諸表の公表等について法律上明記される。
- ③ 財務規律の強化では、役員等関係者への特別の利益供与の禁止、内部留保の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資の義務付け。
- ④ 地域における公益的な取組を実施する責務では、支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定。
- ⑤ 行政関与の在り方では、所轄庁による指導監督の機能強化が図られ、都道府県の役割として市による指導監督の支援を位置付け。

これは、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するとしたものです。当法人もこの改革に合わせて、前年（平成29年）度に定款変更、理事会、評議員会の機能の見直しなど対応したところです。

一方、改正障害者総合支援法が平成30年4月1日に施行されます。その内容は、

- ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- ② 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）
- ③ 精神障害者の地域移行の推進
- ④ 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- ⑤ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

改正障害者総合支援法施行に伴い、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定については「+0.47%」となり、減額改定の可能性もあった中での増額改定となりました。また、廃止が検討されていた「食事提供体制加算」は、平成30年度も継続することが決定されたところです。

これらのことを踏まえて、2018年（平成30年）度は、次の重点項目に取り組み、利用者の皆さんへの日中活動支援及び地域生活支援を行い、共生社会の実現を目指し、併せて地域社会の求めに応じて適切に応えられるよう取り組んでいきたいと思っております。

## 2 基本理念

「社会が変われば、障がいはなくなる！ 地域での当たり前の生活を求めて、」

- (1) 利用者の自立と社会参加を目指します。
- (2) 利用者の意思と人権を尊重します。
- (3) 地域に根ざした事業所を目指します。

そのための「住む」「働く」「楽しむ」場づくりに努めます。

## 3 支援の基本方針

- (1) 日中活動及び地域生活において、安全が確保されるよう最善の努力を図ります。
- (2) 個人の尊厳を第一に、利用者の意思や主体性及び人権を尊重します。
  - 重要事項を決定する時には、利用者の意見を聞いて決定
  - 第三者委員による毎月の相談日を設定
  - 主たる対象者の知的障がい者で本施設の利用を希望する方は拒みません。
- (3) 家庭や地域との連携を図りながら、利用者が社会の一員として自立した地域生活を営むことができるよう支援します。
  - 町内会活動への参加と育成会等地域の障がい者団体への支援
  - 管内近隣施設との連携と交流
- (4) 利用される方たちに、それぞれの求めに応じた適切なサービスを提供します。
  - 生活介護の在り方の研修（生活介護事業）
  - 新しい作業種の開拓（就労継続支援 B 型事業）（就労移行支援事業）
  - 作業内容を改善、作業工賃の向上
  - 職場実習の開拓（就労移行支援事業）
  - 地域で安定的に生活できる住居の確保（共同生活援助事業）
  - 安定した地域生活を送れるよう相談支援体制の充実（相談支援事業）
- (5) 滝川ほほえみ会職員としての自覚を持ち、絶えず自己研鑽に励むと共に、地域に根ざし信頼される職員を目指します。
  - 自己研鑽の奨励
  - 各種イベントへの積極的な参加
  - 町内会活動、育成会等地域活動への参加
- (6) 障がい特性に応じた適切な支援の在り方を求め、研修を深め実践を行う。
  - 研修日の設定と伝達講習会の定期開催
  - 各領域の研修会への積極的な参加と資格取得への支援

## 4 重点項目

### (1) 第二施設、GHの新築、土曜開設に向けて

施設の狭隘化や障害の重度化・高齢化に対応するため、理事会に「新施設建設推進委員会」が発足し、3年後を目標に具体的計画のもと推進します。しかし、現時点での課題も多く、空知振興局や先進事業所などにアドバイスを受けながら、具体的に制度資金や各種助成について検討します。また、土曜開設に向けて具体的に計画を立てます。

### (2) 工賃向上のとりくみ

新年度よりの報酬改定にともない、当法人の利用者が一番多い、就労継続B型事業の報酬は、工賃を基準にした報酬体系となるため、より一層の工賃アップにとりくむ必要があります。新規作業の導入、現作業の見直し、法人委託業務の新設、売り上げ増、原材料費の節約など費用対効果の視点での見直しを行います。

### (3) 就労移行のとりくみの強化

新年度よりの報酬改定にともない、就労移行支援事業についてはより一層の就労及び定着に着眼された報酬体系になったことから、空知障害者就業・生活支援センターひびきやハローワークと連携を取り就職に向けたとりくみを行います。

### (4) 生活介護サービスの充実

可能な限り個々のニーズに応じて少人数で支援していますが、支援内容の質の向上を図る必要があります。環境整備はもとより、提供メニュー、独自の収益活動にとりくみます。

### (5) 共同生活援助事業

現在、GHを市内8ヶ所(定員41名)に24時間支援体制のもと展開しています。ニーズに応じて拡大の検討及び高齢化・重度化対応のGH新築に向けて検討をすすめます。また、STの開設を目指し具体的なとりくみを行います。

### (6) 相談支援事業

基幹相談支援事業所として滝川市より委託され、相談支援における中核的な役割を担い、関係機関との連携、権利擁護・虐待に関する相談など総合的な相談業務を行っています。将来的な地域生活支援拠点の整備を見据え当面は自立支援協議会に協力していきます。

### (7) 会計・経理・労務管理について

監事の支援を受けて、新会計基準による会計処理が軌道に乗りました。適切な予算建てを行い、処遇改善加算を活用しながら、職員の待遇を改善していきます。

### (8) 人材の育成・確保について

人材の確保・育成は喫緊の課題であり、関係大学へ新卒の募集を行いましたがいなかったため、今後の利用者増、新サービスに向けて、人材確保及びマンパワーの強化を図ることを目的に法人職員から正職員を若干名採用しました。今後も学卒採用を中心に取り組んでいきます。

### (9) 利用者の高齢化・重度化への対応について

利用者さんの平均年齢は20歳代となっているものの60才台も3人おり、また重度の障害がある方への支援内容にも課題が多いことから、環境整備はもとより支援内容、提供サービスをより充実するために具体的な改善に結びつく計画を立てていきます。

### (10) 虐待防止・権利擁護のためのとりくみについて

権利は生まれながら持ち、犯すことのできないのもですが、障害があるがゆえに侵害されたり、虐待や差別を受ける現状もあります。障害のあるなしに関わらず、全ての人が共に生きる共生社会を目指す私たちこそ人権感覚を研ぎ澄ますべく、日常の研修や研鑽を行っていきます。

(11)地域防災体制について

昨年度、福祉避難所に指定され、地域の防災体制の一角を担うこととなりました。自然災害はいつ起きても不思議ではないことから、避難訓練や災害備蓄などの準備を防災対策委員会などで検討します。

(12)環境整備・施設の補修について

利用者にとってより良い環境を整備する観点で作業室全室にエアコンを整備しました。工房新設 8 年となり、大きな修理はまだありませんが、メンテナンスを丁寧に行っています。またGHは生活の場であることから、住みやすい生活環境を整えるため、不具合への迅速な対応を行います。

5 2018年（平成30年）度法人開催会議等

(1) 理事会・評議員会

開催予定年月日	種別	開催予定内容
2018(H30)年5月 日( )	理事会 評議員会	法人・各事業経営状況 2017(H29)年度事業報告、決算報告、監事監査報告、苦情解決 2017(H29)年度第三者委員会報告、その他
7月 日( )	理事会	法人・各事業経営状況
11月 日( )	理事会	第1次補正予算、苦情解決上半期第三者委員会報告、2018年(H30)度上半期状況報告、その他
2019(H31)年3月 日( )	理事会 評議員会	最終補正予算、諸規定改定、2019年(H31)度事業計画、予算、その他

(2) 監事監査

開催予定年月日	実施内容
2018(H30)年5月 日( )	法人(事業)運営（第1回）事業報告、決算報告
8月 日( )	法人(事業)運営（第2回）定款・議事録等
11月 日( )	法人(事業)運営（第3回）上半期会計処理状況・議事録等
2019(H31)年3月 日( )	法人(事業)運営（第4回）事業計画・当初予算等

(3) 第三者委員会

開催予定年月日	開催予定内容
2018(H30)年4月 日( )	2017(H29)年度下半期及び2017(H29)年度通年の苦情解決状況
10月 日( )	2018年(H30)度上半期苦情解決状況

(4) 法人役員等研修

開催予定年月日	開催予定内容
2018(H30)年11月 日( )	
2018(H30)年 月 日( )	

平成30年度

日中活動事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 生活介護事業

3 ページ 就労移行支援事業

4 ページ 就労継続支援事業B型

5 ページ その他利用者の希望により提供するサービス

## 日中活動支援事業

はじめに

障がい福祉に係る制度において、これまでに大きな変化があったのは、平成 15 年に支援費制度となり、その後、障害者自立支援法、障害者総合支援法と、法律もその時々で大きく変わっているところです。そして平成 30 年 4 月より施行される改正障害者総合支援法により、障がい福祉サービスの報酬・基準に係る見直しがなされ、当法人の日中活動サービスの取り組みに、強化や見直しが求められているところです。

生活介護支援事業では、介護を必要とされる方への適切な介助を行なう他、個々の求めに応じるための環境整備や支援の質の向上に努めます。また、軽作業の受託製品の作成など生産活動を実施したり、創作的活動にも取り組みながら日常生活全般における能力の維持向上により、精神的に安定した生活が営まれるよう支援を行います。

就労移行支援事業では、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を日中の作業等において実施し、更に就労に向けて利用者の方々の意識作りも重要であるため、就労移行支援事業利用者を対象に勉強会を実施します。また、就労定着の促進に向けた報酬の見直しがされることから、各関係機関と連携して一般就労の確保と就労の定着支援を実施します。

圏域内で就労移行支援事業所が当事業所以外には無いため、他事業所を利用希望者等の就労アセスメントの要請にも応じ、就労移行支援事業の機能として、その役割を果たしていきます。

就労継続支援事業B型においては、一般就労の困難な方に作業を提供し、工房での各種作業の充実で、働く喜びや日中活動を通じて社会参加を実現しながら、一般就労に向けた支援も行っていきます。

報酬改定にともない、平均工賃額に応じた基本報酬の評価がされるため作業収入の増額のための見直しを徹底し、工賃アップに取り組みます。

近年は、就労継続支援B型からの就労実績が続いており、定着支援の充実も必要となっています。

これら3事業の推進はもとより、各委員会活動や作業委員会等の充実を図るため、現行の体制を見直し、効率的かつ効果的に機能するように再編の検討を行います。

利用者の方々の願いや希望に寄り添い、互いの人格と個性を尊重しあいながら日中活動支援の提供を行っていきます。

# 「生活介護事業」

## 1 目的

指定生活介護サービスの提供を通し、日常生活能力、社会生活に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援を行います。

日常生活において安定して過ごせるように環境設定と余暇活動を取り入れ、安心と安定の確保に努め、利用者の方々の状況に合わせた支援を目指します。

## 2 運営方針

生産活動・自立課題の提供を行い、常に介護を必要とされる利用者の方に対して、排泄、及び食事の介助を行い、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

## 3 利用定員

14名（登録者数 18名）

平成29年度の年間利用率は115.5%（3月1日現在）になっています。現在の登録者数から新規の受け入れは困難な状態です。今後も更に利用希望が見込まれることから、利用者の方の支援内容の見直しによる事業間移動の検討、活動拠点の場や定員増の検討を進め新規の受け入れができるよう努めるとともに理事会に設置されています「新施設建設推進委員会」から提示された計画に沿っても検討して参ります。

## 4 事業内容

個別支援計画に基づいたサービスの提供を基本とし、食事の介助、排泄の誘導及び介助、服薬の管理及び服用の介助、口腔ケア等の支援を行うとともに身体機能及び日常生活能力の維持向上が図られるよう努めます。

更にコミュニケーションツール（絵・文字カード・文字盤等）を活用して、声掛け・聞き取り・代弁・代筆等意思疎通支援を行っていきます。

生産活動においては、ご本人の安定を優先し、一人ひとりの特性に応じたコーヒーマシンの計量・袋入れ、ティッシュ作業、ノースクレールのシール貼り作業などの活動の場を提供し作業への意欲と能力の向上を図ります。

自立課題としてリングプル通し・種類分け・紙袋制作等の機会を提供し、その時々状況に応じた適切な支援を継続していきます。

また、外出レクリエーションの一環としてドライブ・公園散策・ウォーキング・軽スポーツや他事業所などのイベントにも参加し支援を行います。

日常生活においては、ゆとりを持って過ごせるよう生活介護事業全体、利用者の方の特性に応じた支援、また、タイムスケジュールなどを作成し、環境に配慮し安定して活動できるよう支援を行います。



# 「就労移行支援事業」

## 1 目的

就労移行支援のサービス提供を、就職することを希望する利用者の方へ就職に向けた機会を提供するとともに、必要な準備訓練の実施・職場体験実習の提供および就職後における職場への定着に必要な支援を適切かつ効果的に行います。

## 2 運営方針

自立に向けた社会生活・日常生活を営むことができるよう、知識及び能力の向上のために必要な訓練・その他の支援を適切に行います。

## 3 利用定員

6名（登録者数 7名）

平成29年度の年間利用率は101.6%（3月1日現在）となっており、30年度は新卒者2名の受け入れを決定し登録者7名となり今後の受け入れは不可能な状況です。

## 4 事業内容

日中作業活動や集団生活を通して、社会で働くために必要な訓練や準備を進め、求職活動に関する支援を行います。

就職に向けた基礎的な知識、体力を養うための学習の場を提供し、社会人として仕事に対する責任感・集中力・持続力を培う支援を行います。

また、ハローワーク・北海道障害者職業センター旭川支所・空知しょうがい者就業・生活支援センター（美唄市・ひびき）職場適応援助者による職場定着支援・関係機関との連携を図り利用者の方の希望に合わせた実習先の確保・職場見学の実施・就労先企業の開拓を進めるとともに利用者本人の企業先での役割を高め就労定着支援を行います。

## 「就労継続支援事業B型」

### 1 目的

指定就労継続支援B型のサービスの提供を通し、日常生活能力、就労に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営む事ができるよう支援を行います。

地域に根ざした事業の展開とともに、滝川市や地元企業等と連携して安定した継続的な就労の場の提供と工賃の向上を目指します。

### 2 運営方針

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して知識及び能力の向上のために必要な訓練やその他の便宣を適切かつ効果的に行います。

### 3 利用定員

40名（登録者数47名）

29年度の年間利用率は95.1%（3月1日現在）です。

現時点では若干の余裕が見られますが、今後も利用希望が見込まれることから新たな事業展開を含めた定員増を検討して行きます。

### 4 事業内容

個別支援計画に基づいて工房での生産活動の機会、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を提供し、取引先との契約の見直しや製品の販路、作業種の開拓により工賃の向上を目指します。

利用者の方々の可能性を見出し、自身が「仕事」をすることで工賃を得ていることが自覚できるよう支援を行います。

主な日中活動での作業は、滝川市や各企業からの受託作業（公園管理・団地清掃・墓地清掃・ティッシュ検品及び袋詰め作業・ノースクレールお菓子等詰め合わせ作業・ソメスサドル手綱及びあんこ作り作業）、自主生産作業（製菓・木工・椎茸等）、その他リサイクル回収、喫茶店の営業を行います。

## 「その他利用者の希望により提供するサービス」

### 1 概要

滝川ほほえみ工房の全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて提供されており、「個別支援計画」は本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただいた上で交付しています。

介護給付費・訓練等給付費支給範囲内のサービスは、生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援の各事業にて利用者負担なしで提供されますが、その他に利用者の希望により提供されるサービス（介護給付費・訓練等給付費支給外サービス）につきましては、利用者自己負担となり、利用料金を別途いただいています。

### 2 事業内容

ほほえみ工房では、「その他のサービス」として来所・帰宅に関わる「移送サービス（送迎サービス）」を提供しています。

滝川市内及び市外（砂川市、深川市、奈井江町、雨竜町）へ、送迎車3台でのサービス提供を実施しており、運転技術専門員2名と男性職員が輪番制でこれに対応しています。

滝川ほほえみ工房での活動時間に合わせ、AM7：00～9：15、PM16：00～18：00の間でサービスを提供していますが、大雨や吹雪など悪天候の際には、一部または全ての区間でサービス提供時間の変更、あるいはサービス提供を中止する場合があります。

乗車定員の都合から新規受入が依然として困難な状況にあることから、平成28年度より単独で公共交通機関を利用して通所する方や、ご家族が自家用車で送迎を行っている方に、交通手当の支給を開始しています。

必要なサービスを必要な人へ提供するため、サービス提供の在り方の見直しはもちろんのこと、全ての利用者が通所しやすい環境を作り上げて行けるよう、検討を進めていきます。

平成30年度

地域生活支援事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 共同生活援助事業

4 ページ 短期入所事業

5 ページ 相談支援事業

## 地域生活支援事業

はじめに

「社会が変われば、障がいはなくなる！ 地域での当たり前生活を求めて、」

- (1) 利用者の自立と社会参加を目指します。
- (2) 利用者の意思と人権を尊重します。
- (3) 地域に根ざした工房を目指します。

そのための「住む」「働く」「楽しむ」場づくりに努めます。

地域生活支援センターほほえみプラザは上記の当法人の基本理念の『地域で当たり前の生活』を具現化するため、平成 24 年 4 月より本体施設から離れた場所に事務所を構え、地域共同支援事業と相談支援事業を担い、7 年目になります。

平成 30 年度は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づき市町村が策定する第 5 期障がい者福祉計画の初年度にあたり、かねてから言われている『地域生活支援拠点の整備』や『滝川市に於ける自立支援協議会の再編』など当センターに求められる役割はますます増えることと予測される所です。また、前述の 2018 年（平成 30 年）度事業計画のはじめにの中に『平成 30 年度障害者福祉サービス等報酬改定については、「+0.47%」となり、減額改定の可能性もあった中での増額改定となりました。』という記述がありますが、地域生活支援事業に於いては現状のままの支援形態では、共同生活援助事業では「-1%」計画支援事業で「-7.9~-9.5%」の減額となりモニタリングの回数が増加する（減額分をモニタリング回数で補填する）とのことで、相談支援専門員の増員を図っていく必要があると謳われている処ですが、当センターでは新年度の人事異動ではセンターの半数が一新され、実質 0.5 人の減となっています。しかしながら、地域で暮らす障がいのある方達に不利益が生じないよう、少数精鋭で本体施設との連携を図りサービスの質がよりいっそう向上するよう取り組んで参ります。

# 共同生活援助事業「ほのぼのハウス」

## 1 目的

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、地域での生活を望まれる利用者の方に対し、日常生活における相談、介護や援助などを行ない、家庭的な雰囲気の中で共同し自立した日常生活を営むための支援を行なうことを目的とする。

## 2 運営方針

利用者本位のサービス体系・権利擁護の観点から自己選択・自己決定を尊重し、常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し「安全」で「安心」して快適に暮らせる場を提供できるように努めます。

また、市内で唯一の「介護サービス包括型」を展開しており、職員配置基準等は現行のままで推移し、国の基準が改正されればそれに準じて運営します。

事業の実施にあたっては、利用者の方の高齢化や重度化を背景に各生活住居において均一的な支援が図られるよう当事者・ご家庭のご意向を把握し、滝川ほほえみ工房（多機能型通所施設）、関係市町村、地域の保健・医療・福祉・労働のサービスと綿密な連携を図りながら、地域生活へのニーズに応えられるよう事業を進めていきます。

平成30年度は、現行のグループホームを維持管理し、更に人員確保を強化し充実した人員配置体制で支援ができるように努めます。引き続きサテライト型住居について、利用者の需要に応じて検討を行い計画して参ります。又、将来の事業検討委員会と連携し、多様なニーズに応じられるよう将来的な新規グループホームの開設を目指し検討を行って参ります。

## 3 事業の内容

共同生活援助事業に係るそれぞれの共同生活住居の利用者の方にはサービス利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画書に基づいた次の共同生活援助を行います。

### ① 住まいの提供

利用者の方には原則として個室を提供するほか、個人が購入する家具等調度品のインテリアに関する相談助言を行います。

### ② 食事・入浴・排泄等の介護

利用者の方の実態に即した食事や入浴・排泄などの身体の援助・介護を行い、利用者の方の要望に基づいた食事の提供及び栄養管理や食事に係る献立などの記録を整備し保存します。

### ③ 健康管理の援助

利用者の方の希望と能力に応じた服薬の管理及び緊急通院時の援助・介護を行います。また、日常の健康状態の確認及び相談・助言を行います。

### ④ 金銭管理の援助及び備品購入の援助。

利用者の方の希望と能力に応じて日常の金銭管理を行います。利用者の方から管理依頼を受けた場合は、金銭管理規定に基づき契約を取りかわし、金銭等は地域生活支援センター

内の金庫で保管、また、金融機関の貸金庫での保管を行い、出納簿に記録することとします。

また、物品の購入にあたり相談・助言を行います。

⑤ 身辺整理及び身嗜み・整容介護と援助

利用者の方の希望と能力に応じて日常の身辺整理及び身嗜み・整容について援助・介護を行います。

⑥ 職場・ご家族等の連絡調整

必要に応じた職場・日中活動の場への訪問及びご家庭との連絡調整を行います。  
また、家族や友人との交流に関する援助・介護も行います。

⑦ 緊急時の対応

急病・火災・事故などに対して即時の対応を原則とし必要な処置を講じるとともにご家族への連絡を行います。

⑧ 諸手続きの代行援助

住所変更や健康保険、失業保険などの社会生活上、必要な手続きの代行を利用者の方に確認した上で援助を行います。

⑨ その他の援助

余暇活動への助言・同伴、自治会・町内会などとの交流、日常生活を営む上で必要な介護・援助を行います。

⑩ サービスの提供時間及び職員配置

365日・24時間の支援体制。職員配置は国の基準省令に基づき管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置して支援にあたり、併せて非常勤での嘱託医及び歯科委託医を配置します。なお、夜間支援の職務遂行には、事業所職員も加わり宿直及び日勤業務を行います。

⑪ 虐待防止の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施します。

4 利用者定員 41名

## 「相談支援事業」

### 1 目的

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うことを目的とします。

### 2 運営方針

相談支援専門員及び精神保健福祉士の有資格者を配置し、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・一般相談（地域移行支援、地域定着支援）を適正に行い、市及び他の福祉サービス事業者等との連携を図り情報共有に努めます。

実施地域として、中空知5市5町(滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、雨竜町、浦臼町、新十津川町、上砂川町、奈井江町)としますが、それ以外の地域にからも相談に応じます。

また、滝川市との委託契約により基幹相談支援事業所及び虐待防止センターの運営も併せて行います。

### 3 事業の内容

#### (1) 指定特定相談支援事業

事業所番号：0137500161

障害福祉サービスを利用したという人たちのために、具体的にどのような支援を受けたいかを聞き、それに合わせたプラン作成を行います。

障害福祉サービス等の申請にかかわる支給決定前に、「サービス等利用計画（案）」を作成し、支給決定後、サービス事業者との連絡調整を行うとともに、「サービス等利用計画」を作成し当該市町へ提出します。

又、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、実際に利用してみてその人に本当に合っているのか、（モニタリング）を行い、今の状況に合った支援になるように調整を行います。

※相談支援専門員3名、精神保健福祉士1名の有資格者を配置し、特別加算を受けています。



(2) 指定障害児相談支援事業

事業所番号：0177500055

18歳以下の障害児に対して児童福祉法に基づき、(1)と同様に計画作成やモニタリングの実施等を行います。

(3) 指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 事業所番号：0137500161

- ・地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人を対象として、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、入居支援等地域に出るまでの支援を行います。
- ・地域定着支援：地域に出てきてから再入所、再入院をすることなく地域で暮らし続けられるよう常時の相談支援等を行います。

(4) 基幹相談支援事業

地域の相談支援の中核として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)、地域の体制整備に係るコーディネートすることを主な業務とし、滝川市との委託契約を締結し、滝川市基幹相談支援センター業務委託仕様書に従い以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的な相談・連絡調整
  - ② 成年後見制度利用支援事業に関する事項
  - ③ 虐待防止センターに関する事項
  - ④ 差別解消法に関する事項
  - ⑤ 自立支援協議会の運営
  - ⑥ 基幹相談支援センター連絡協議会への参加・情報共有
  - ⑦ 前各号に掲げるもののほか総合的な相談業務として市長が必要と認める業務
- なお、(4)については、滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議設置要項に基づき実施するものとする。